

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの

土地改良区の設立認可の適否の決定 (二件)

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良事業の認可 (二件)

土地改良事業の工事の完了

◇ 選管告示

個人演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告

◇ 公安規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第三百五十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
国府町国民健康 保険中河原診療 所	岩美郡国府町大字中河原六八 一七	昭和五十八年二月一日
木島調剤薬局	八頭郡若桜町大字若桜二二〇 三一	”
辻齒科医院	米子市道笑町四丁目六六	昭和五十八年二月十六日
川元齒科医院	西伯郡淀江町大字佐陀八三四 一五	昭和五十八年二月十七日

鳥取県告示第三百五十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所在地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
国府町国民健康保険中河原診療所	岩美郡国府町大字中河原六八一七	全国	昭和五十八年二月一日
木島調剤薬局	八頭郡若桜町大字若桜一〇三一二	"	"
辻齒科医院	米子市道笑町四丁目六六	"	昭和五十八年二月十六日
川元齒科医院	西伯郡淀江町大字佐陀八三四一五	"	昭和五十八年二月十七日

鳥取県告示第三百五十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松原 康博	鳥国医第二、八六五号	昭和五十八年一月十日
上平 敦	鳥国医第二、八六六号	"
三宅 茂樹	鳥国医第二、八七四号	昭和五十八年一月三十一日

鳥取県告示第三百五十九号

昭和五十八年二月十日付けで岩美郡福部村大字左近一四田邨万寿男ほか十七人の者から申請のあつた福部地区土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年四月十六日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百六十号

昭和五十八年二月二十一日付けで岩美郡岩美町大字長谷八六五山崎周作ほか二十三人の者から申請のあつた岩井地区土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年四月十六日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百六十一号

昭和五十八年三月八日付けで福部村から申請のあつた浜湯山地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年四月十六日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百六十二号

日南町から申請のあつた町営土地改良（茶屋笠木（雨坪）地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条

の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百六十三号

名和町から申請のあつた町営土地改良（山坪田地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届出者
下榎地区ほ場整備事業	昭和五十七年三月十八日	日野町
黒坂地区ほ場整備事業	昭和五十六年四月三十日	〃

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十一号

泊村選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年四月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

施設の名称 所在地

泊村漁村センター 泊村大字泊一五七一番地の一

公安委員会規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年四月十五日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

鳥取県公安委員会規則第四号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び駐在所」を「駐在所及び警備派出所」に改める。

第二条第一項中「及び駐在所」を「駐在所及び警備派出所」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の警備派出所の名称、位置及び警備区域は、次のとおりとする。

署の名称	警備派出所の名称	警備派出所の位置	警備区域
鳥取県境港警察署	空港警備派出所	境港市佐斐神町	美保飛行場の区域

別表の鳥取県智頭警察署の智頭町郷原警察官駐在所の項中「大字八河谷」の下に「、大字中原、大字福原、大字駒埴、大字尾見、大字西谷」を加え、

同表の鳥取県智頭警察署の智頭町中原警察官駐在所の項を削り、同表の鳥取県倉吉警察署の西倉吉警察官派出所の項中「東鴨」の下に「、東鴨新町、長坂町」を加え、同表の鳥取県境港警察署の日ノ出町警察官派出所の項中「外江町の一部（通称一区、二区）」を「芝町、清水町」に改め、同表の鳥取県境港警察署の境港市誠道町警察官駐在所の項中「三軒屋、内官舎、畜産団地」を「内官舎、畜産団地）、三軒屋町」に改め、同表の鳥取県境港警察署の境港市佐斐神町警察官駐在所の項中「三軒屋、内官舎、畜産団地を除く。）」を「内官舎、畜産団地を除く。））、麦垣町、財ノ木町」に改め、同表の鳥取県境港警察署の境港市外江町警察官駐在所の項中「の一部（通称一区、二区を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。